

第13号

社団法人 秋田被害者支援センターだより



発行日 平成21年7月31日
発行者 社団法人秋田被害者支援センター
理事長 佐藤 怜
住 所 〒010-0001
秋田市中通5丁目1番51号(北都銀行別館2F)
TEL 018-887-7605 FAX 018-887-7608
URL <http://www.av.s.or.jp>

県・市町村・県警・センターが連携 ～犯罪被害者支援に係る総合的対応窓口担当者研修会～

6月2日(火)、秋田県・市町村・秋田県警察・秋田被害者支援センターが、相談対応技術等の向上と連携の強化を図るため、秋田県自治研修所において担当者研修会を開催しました。

研修会では主催者を代表して、秋田県生活環境文化政策課 安全・安心まちづくり推進室長 山脇幸美氏があいさつ、その後、「市町村ができる被害者支援～遺族の被害体験から考える～」と題して、遺族から講話をいただき、グループワークを行いました。



室長あいさつ

本日は、御多忙中にもかかわらず、「犯罪被害者支援に係る総合的対応窓口担当者研修会」に多数御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日ごろ犯罪被害者の支援に関する施策の推進につきましては、格別の御理解と御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、私たちの住むここ秋田県におきましても、最近では秋田市の殺傷事件など本当に痛ましい事件や事故が少なからず発生しております。こうした被害者や御家族の中には、事件や事故による被害だけではなく、周りの人たちの理解や配慮を欠いた対応による二次的な被害を受けることも少なくありません。

これらの方々が被害から立ち直り、再び平穏に暮らせるようになるためには、国、県、そして今日お集まりいただいた各市町村、県警察、秋田被害者支援センター等が連携しながら、それぞれの実情に応じた適切な対応と必要な支援を途切れることなく行うことが重要と考えております。

県においても、平成18年2月「秋田県犯罪被害者等支援基本計画」を策定し、犯罪被害者等の被害の回復や社会復帰のための総合的な取組を進めてきておりますが、今年度から実施する「あきた21総合計画第四期実施計画」におきましても、関係機関・団体等との連携を強化するなど、基本計画に基づく取組を総合的に進めていくこととしております。

また、本年度も、「日本一安全で安心な秋田県」を築き上げるため、関係機関や民間団体との連携のもと、本研修会をはじめ、11月には「犯罪被害者週間「県民のつどい」」などの事業を行う予定としております。

犯罪被害者等に対する支援には、市町村をはじめとする関係機関等との連携が重要となります。多岐にわたる被害者のニーズに応えるためにも、関係機関が互いに理解し合い、協力し合い、対応していかなければなりません。

本日の研修会では、交通事故により亡くなられた被害者の御遺族お二人にお越しいただいておりますので、ディスカッションでのお二人のお話やグループワークによる研修を通じまして、犯罪被害者支援への更なる理解を深めていただくとともに、関係機関との連携を図りながら、犯罪被害者支援活動を進めていくことをお願いいたしまして、開会にあたってのあいさつといたします。

研修の様子



研修風景



わかりやすく説明する県警本部の担当者

被害体験から考える

A・K

私は、3年前の秋、黄色いカバーを付けたランドセルを背負った当時小学校一年生だった一人息子を交通事故で亡くしました。

事故直後は何もかもが信じられず、自分の身に何が起きているのか理解できませんでした。家に来て下さった方々や電話への対応、加害者とその会社の上司が来たり、混乱した状況の中、息子との十分な最後の時間もないまま葬儀屋の指示どおりに、仏事が過ぎていくのでした。私達は次にどうなるのか？どうしたらいいのか？明日さえ見えない中、当然刑事事件の手続きの流れなどわかるわけもなく、どこに、また誰に何を相談したらいいのか、わからないことだらけの不安の中、とにかく警察を頼るしかありませんでした。何をやるにもこちらからわざわざ出向かなければならない理不尽さ、何もかもが苦痛でした。死亡届に埋葬許可、学校の突然の除籍、自分の意志とは無関係に物事が進んでいき、心は追いつきませんでした。

事故後、どこに行ってもみんなが自分を注目しているように感じ、今まで普通にできていたことができなくなり、心身共に疲れてしまいました。支援してくれる機関もない、話を聞いてくれる所もない、急に世の中との繋がりを絶ち切れ本当に孤独になり、行き場

を無くしたそんな中、自助グループ「交通死亡事故被害者の会」の三浦代表からお手紙を頂きました。誰かがこの悲しみや辛さを聞いてくれるということは、私にとっては本当に有りがたく、心の支えになりました。

事故や犯罪にまきこまれてしまったら、一連の流れを教えてくれたり、心の悩みを聞いてくれたり、一人一人をサポートしてくれるような支援全体をまかなってくれる機関があったらいいなと思います。交通事故や犯罪に巻き込まれてしまったとき、近くに心からトータルで頼れる場所があってほしいと望んでおります。



グループワークに取り組む参加者

事例検討のグループワーク

講話終了後、交通死亡事故の想定事例への支援を検討するグループワークを行ったところ、参加者から

- 話を良く聴き、想像力を持って対応すること。
- 部内教養を行い、全庁的に支援できる体制を作る。
- 生活支援は、関係機関や団体の円滑な連携が必要。

などの意見が出され、部内外に渡る連携が大切であることが確認された。

理事会・総会の開催

平成21年3月6日（金）秋田被害者支援センターにおいて、平成20年度第2回理事会を開催し、3月27日（金）秋田市旭北錦町、秋田県商工会館において、平成20年度第2回通常総会を開催しました。

総会では、来賓の秋田県生活環境文化庁安全・安心まちづくり推進課長、秋田県警察本部警務部首席参事官兼警務課長兼犯罪被害者支援室長からあいさつをいただき、

- 平成21年度事業計画
- 平成21年度収支予算
- 役員補欠選任

の全議題について原案どおり承認いただきました。



平成21年5月23日（土）秋田市山王 ふきみ会館において、平成21年度第1回通常理事会と総会を開催しました。

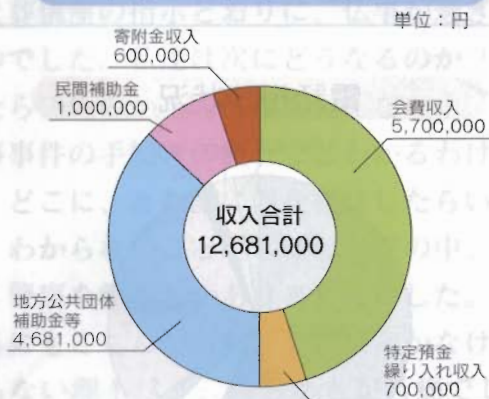
総会では、来賓の秋田県生活環境文化庁県民文化政策課安全・安心まちづくり推進室長、秋田県警察本部警務部首席参事官兼警務課長兼犯罪被害者支援室長からあいさつをいただき、

- 平成20年度事業報告
- 平成20年度収支決算報告
- 役員改選

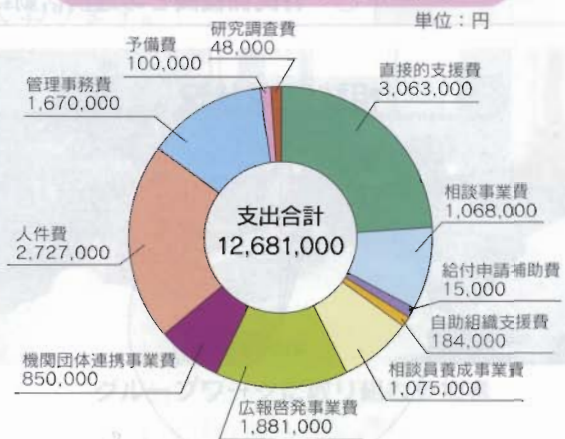
の全議題について原案どおり承認いただきました。

平成21年度 事業計画

平成21年度 予算収入



平成21年度 予算支出



横手警察署で講演する相談員



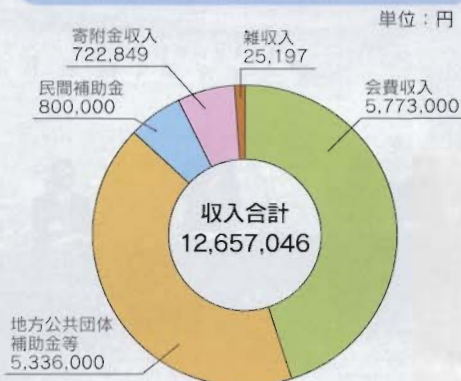
県警察学校で講演する相談員



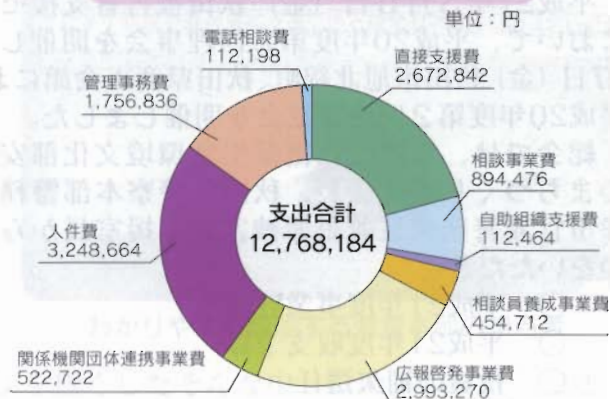
大仙市で講演する相談員

平成20年度 事業報告

平成20年度 収入



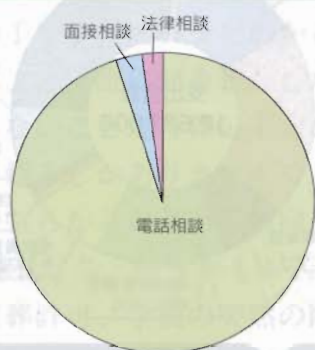
平成20年度 支出



【主な事業等】

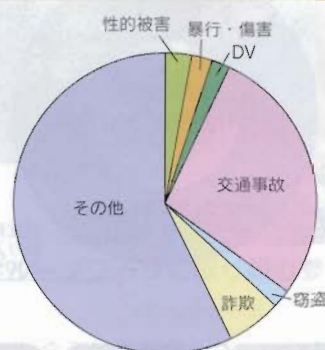
被害者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電話相談は、163件受理し、男女別では女性が60%。 ○ 直接的支援は、法廷付き添い、病院付き添い、日常生活支援等を実施。 ○ 被害者自助グループ支援（交通死亡事故被害者の会）を毎月1回開催。
研修事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎月第4水曜日に定例研修会を開催、直接支援員研修を13回開催、全国研修会等の県外研修・セミナーに9回参加。 ○ 支援員養成講座を修了した6名を、10月1日支援員に認定。
広報啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報誌11号・12号を発行し、賛助会員や関係機関等に配付。 ○ 10月5日被害者支援のための上映会（Oからの風）開催。 ○ 犯罪被害者週間等各種キャンペーンにおいて、街頭広報を11回実施。 ○ 各関係機関・団体に12回講師を派遣。
調査研究活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国被害者支援ネットワーク主催の研修会等に6回参加。 ○ 市町村総合対応窓口担当者研修会を県内3ブロックに分けて開催。 ○ 各関係機関との連携活動に参加。

相談受理状況



電話相談	163件
面接相談	5件
法律相談	4件
合計	172件

電話相談状況



性的被害	5件
暴行・傷害	3件
D V	3件
交通事故	46件
窃盗	3件
詐欺	10件
その他	93件
合計	163件

研修のひろば



学校緊急支援 との連携を

臨床心理士 浅沼 知一
(秋田被害者支援センター研修委員長)

私は4年前より、「広域（スクール）カウンセラー」として、学校での巡回相談と緊急支援活動に携わっていた。

学校緊急支援とは、事件・事故・災害等によって学校現場に大きな動揺が生じ、教職員が回復に向けた取り組みを行う際に、外部の臨床心理士が学校現場に出動して行われる、短期間（おおむね3日程度）の心理的支援活動を意味する。児童生徒・保護者・教職員など個人の心のケアに限らず、学校全体の回復に向けての情報提供や助言も行われている。

さて、「大きなショックからの回復」を支援する方法は幾つかあるが、この活動で重視しているのは ①「ショック後に生じる心身の変調について理解してもらう（＝情報提供する）」 ②「ありのままの気持ちを表現できる（＝傾聴する）」の2点である。

事件・事故等に遭い、動揺した後には不眠・抑うつ・自責・食思不振・頭痛など、心身の変調が当然に生じるが、それを予め知っておくこと（①）、及び、自己の気持ちを話せて他者に聴いてもらえること（②）によって、安心して変調を受け入れられ、早期の回復に



真剣に定例研修に取り組む支援員



至るのである。

上記のように、学校緊急支援は短期間の臨時的な活動であり、長期的なケアは行えない。また、支援を要する対象者が多数であると、少人数の臨床心理士チームでは対応しきれないことにもなる。他機関との連携が必要だが、適当な社会資源が無い…が現状であった。

AVS[Ⓢ]（秋田被害者支援センター）では電話相談が常設されており、支援員は心理的ショックによる心身の変調について熟知し、傾聴トレーニングも積んでいる。まさに、「理想の連携相手」と言えるだろう。

被害者支援センターには学校緊急支援の連携機関として、児童生徒等の心のケアで重要な役割を担って頂けることを期待している。

Ⓢ AVSとは Akita Victim Support center の略



研修報告

(平成21年4月～7月)

- ・ 定例研修（ジョイナス）
毎月第4水曜日 午後6時より
- ・ 北海道・東北ブロック研修（山形）
6月11～12日 参加者 6名
- ・ 北海道・東北ブロック別直接的支援セミナー（宮城）
6月23～26日 参加者 2名
- ・ 全国被害者支援セミナー（東京）
7月6～9日 参加者 1名

社団法人秋田被害者支援センターの活動内容

交通事故や犯罪等の被害にあわれた方々の「支援組織」として設立された民間団体です。
当センターは、支援員や弁護士、医師、心理学者、臨床心理士等の専門家によって支えられています。

安心して相談できる場所

電話相談

警察をはじめとする関係機関・団体等と連携を密にし、市民の立場に立った支援活動を行います。



面接相談

必要に応じて専門家（弁護士、精神科医、産婦人科医、臨床心理士）が対応いたします。（要予約）

付き添いなどの直接的支援

要望に応じて、直接支援員による病院、法廷への付き添い、日常生活支援等、直接的な支援を行います。

ご寄付ありがとうございます

平成21年2月～6月

団体 みちのくキャンティーン株式会社 様
みちのくコカ・コーラボトリング株式会社 様
株式会社秋田ダイドー 様
ダイードリンク株式会社 様
東北ペプシコーラ販売株式会社 様
大館ヤクルト販売株式会社 様
秋田県警察本部交通企画課 様
秋田県警察本部警務課囲む会 様
全日本俳画穂有会伊藤教室 様
秋田県警察本部厚生課 様
秋田県警察本部警務課 様
大仙地区安全運転管理者協会 様
秋田県保護司会連合会 様
個人 藤井富士子様、山王丸壽様

特別支援

性犯罪及びストーカー行為、傷害等の被害者に対する治療費及び転居費用等の補助を行います。

犯罪被害者等給付金申請補助

犯罪被害者等給付金申請手続の補助をします。

自助グループへの支援

同じような被害にあわれた被害者同士が集う交流の場の提供や、活動の支援を行います。

広報・啓発活動

被害者の置かれた現状と支援の必要性を社会に周知するための広報・啓発活動を行います。



支援員の育成

相談員・被害者支援活動員の養成を目的として基礎研修、実地研修を継続的に行うほか、専門講師の指導を得て、相談受理等、支援技術の向上を図っていきます。



編集後記

会報第13号をお届けします。センターの広報活動を通じて犯罪被害者等の支援を広く皆様からご理解を頂きたいです。今後共、いつでも、どこでも途切れることなく支援できるよう努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

秋田県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

社団法人秋田被害者支援センター

一人で悩まないで、
まずはお電話をおかけ下さい。

相談電話
(フリーダイヤル)

018-832-8010
0120-62-8010

月曜日～金曜日
(祝日、年末年始を除く)